

【シンガポール事務所】COVID-19にかかる所管国の対応状況(2022年1月10日10:00現在)

		インドネシア	カンボジア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ
感染状況	感染者数	4,266,195名 (直近1週間) (3,027名)	120,621名 (111名)	285,647名 (5,357名)	2,269,550名 (39,992名)	2,965,447名 (113,516名)	15,634名 (164名)
	死亡者数	144,129名 (直近1週間) (32名)	3,015名 (2名)	838名 (9名)	21,825名 (105名)	52,150名 (580名)	98名 (0名)
日本からの入国可否	短期滞在 or ビザなしでの入国	可 観光目的の外国人の入国は、バリ州及びリアウ諸島の空港からの入国のみ可能(2021年10月13日)	不可 アライバルビザ(到着時に空港で入手できるビザ)は引き続き停止(2021年10月16日)	不可 日本とのビジネス往來を停止中	可(ブーケット等一部地域に限定)	不可 2021年12月1日から完全にワクチン接種し、ビザが必要とされていない国の国籍を有する渡航者は、フィリピン到着前に「グリーン」/「イエロー」/「レッド」国/地域/管轄区域を要する渡航者としてビザなしでの入国を許可(11月25日)	不可 一時的にすべての国がGL(トラベルグリーンリスト)対象国から除外。2022年1月1日以降開始される予定であったGL制度に基づく渡航はしばらくの間停止(2021年12月28日)
	長期滞在 or ビザ取得者の入国	可 2021年9月15日から、査証保持者及びAPECビザネストラルカード保持者等の入国許可を再開(9月15日)	可 渡航目的にかかわらず、居住国に所在するカンボジア大使館・総領事館等で出発前の査証取得が必要(2021年10月16日)	可 長期滞在ビザ保持者は一定の条件を満たせば入国可	可	可 2021年5月1日より、外国人について有効な査証を有することを条件に入国を許可(4月29日)	可 ブルネイへ入国する場合は必要不可欠な渡航理由のみ許可(2022年1月1日)
	(参考)入国禁止の国等	過去14日間以内に香港、南アフリカ、ボツワナ、アフガニスタン、ジンバブエ、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、エスワティニ、レソト、英国、デンマーク、フランスへの訪問歴がある外国人					
	その他		マレーシア、フィリピン、インドネシアからの一時的なフライトの禁止を解除(2021年10月24日) タイ国籍保有者及びタイ経由で入国する外国籍保有者に対し、隔離措置なしの入国を許可(2021年10月26日) ・ワクチン接種完了者を対象に全ての国から観光客受け入れ再開(2021年10月26日) ・ワクチン接種完了者は隔離免除(2021年11月14日) ・ボツワナ等アフリカ10カ国からの渡航者は、入国後にPCR検査を実施し、陰性であっても隔離措置を実施(ワクチン接種完了者は7日間、未完了者は14日間)		2021年11月1日から、入国申請システム「タイランド・パス」に事前申請が必要(2021年10月27日)	2021年6月3日から、特別居住者退職者ビザを保有する外国人は入国免除文書を必要とせずに入国することが可能(2021年6月3日) 入国規制に係る「グリーン」/「イエロー」/「レッド」国/地域/管轄区域を変更して実施。 2021年11月22日から日本は「グリーン」国/管轄区域/地域に区分、シンガポールは「イエロー」国/管轄区域/地域に区分(11月18日)	
	(短期滞在) ビザなしでの入国 (PCR検査 ワクチン接種証明書等)	英文の記事があり出発の14日以上前に必要回数(通常は2回)の接種が完了していることを示すワクチン接種証明書の書面又は電子的な提示が必要	・ワクチン接種完了者を対象に全ての国から観光客受け入れ再開(2021年10月26日) ・到着72時間以内(※シンガポール経由の場合は出発48時間以内)に居住国の保健機関・当局などから発行されたPCR陰性証明書が必要(2021年10月18日) ・カンボジア又は外国の政府機関が発行したワクチン接種証明書が必要。未接種あるいは証明書が用意できない場合は隔離期間が14日間 ・入国時に抗原迅速検査(ART)を実施(2021年11月17日)		出発前72時間以内に発行したPCR検査陰性証明書及びワクチン接種証明書が必要(2021年10月23日)	2021年12月1日から完全にワクチン接種し、ビザが必要とされていない国の国籍を有する渡航者は、条件付きでビザなしでの入国を許可(11月25日)	
(長期滞在) ビザ取得者の入国 (PCR検査 ワクチン接種証明書等)	同上	・到着72時間以内(※シンガポール経由の場合は出発48時間以内)に居住国の保健機関・当局などから発行されたPCR陰性証明書が必要(2021年10月18日) ・カンボジア又は外国の政府機関が発行したワクチン接種証明書が必要。未接種あるいは証明書が用意できない場合は隔離期間が14日間 ・入国時に抗原迅速検査(ART)を実施(2021年11月17日)	・2021年11月1日から、長期滞在ビザ保持者に関して、入国前に2回目のワクチン接種証明書が必要 ・日本からの入国者は、入国前と隔離終了前の2回PCR検査の受検が必要	出発前72時間以内に発行したPCR検査陰性証明書及びワクチン接種証明書が必要(2021年10月23日)	フィリピンにおいてワクチン接種を受けた者等を対象に実施していた隔離期間の短縮措置を一時的に停止(2021年8月11日) 日本を含む9カ国(オーストラリア、チエコ共和国、ジョージア、インド、日本、オランダ、英国、トルコ、サモア)で発行した新型コロナウイルスワクチン接種証明書を承認(11月11日) 12月3日以降「レッド」国/管轄区域/地域以外の国/管轄区域/地域からフィリピンに入国する場合、出発前72時間以内の陰性のPCR検査結果の提示が必要(12月2日)	2021年10月15日から、PCR検査証明の有効期限が「出発地からの出国48時間前までに検査したものに短縮(10月14日)	
隔離期間と隔離場所	政府指定ホテルにて隔離。 2021年12月3日から、過去14日間以内に入国禁止の国・地域の滞在歴がない外国人に対して、インドネシア入国後の政府指定ホテルでの隔離期間を10~24時間に延長し、入国後のPCR検査を空港到着時及びホテル隔離6日目に行う(外国人については費用は自己負担)。指定ホテルでの隔離終了後は移動が可能となるが、到着日から14日間(指定ホテルでの隔離期間を含む)の自主隔離が推奨。 2022年1月7日から、過去14日間以内に入国禁止の国・地域の滞在歴がない外国人は入国後の政府指定ホテルでの隔離期間は7~24時間に短縮され、PCR検査は到着時と隔離期間中の6日目に実施	【カンボジア国内の企業等による証明書の付添い保証等がある投資関係者等】 隔離期間: ワクチン接種完了者は隔離免除(ただし、2回目のワクチン接種が完了していない場合は14日間) 隔離場所: カンボジア政府が指定する隔離施設等 【上記以外】 ワクチン接種完了者は隔離免除(ただし、2回目ワクチン接種が完了していない場合は14日間) カンボジア政府が指定する隔離施設等(2021年10月16日)	入国後自宅等で7日間隔離		2021年11月1日から、ワクチン接種完了者の隔離免除。未接種者は10日間隔離(2021年10月23日) 2021年12月21日から、ブーケット等一部地域を除き、ワクチン接種完了者の隔離免除措置を当面の間停止(2021年12月21日)	2022年1月1日から、ブルネイに入国するすべての個人は、指定されたホテルでの隔離が必要。また、到着時にART検査、隔離5日目にはPCR検査を受検。	
アプリ等の義務	入国条件としてアプリ「Pedulilindungi」の使用を義務付け		入国条件として接触者追跡アプリ「Trace Together」の使用を義務付け		フィリピンに到着する全ての渡航者について、事前にオンライン入カフォーム「One Health Pass」への登録を義務付け(2021年8月13日)		
(参考)隔離が不要な国等			・マレーシア、インドネシア、タイ、インド、ドイツ、米国、英国等24カ国からのワクチン接種完了者に関して、専用便を利用した場合、入国後の隔離免除。順次対象国を拡大中(2021年11月26日) ・ワクチン接種完了者専用便を利用した入国者に対して、入国後7日間における抗原迅速検査(ART)の実施を義務付け(2021年12月6日) ・ワクチン接種完了者対象の隔離免除の専用便の販売を2022年1月20日まで停止(2021年12月22日)	2021年11月1日から、シンガポールや米国、日本等63の国・地域からのワクチン接種完了者に関して、入国後の隔離免除(10月23日) 2021年12月21日から、ブーケット等一部地域を除き、ワクチン接種完了者の隔離免除措置を当面の間停止(2021年12月21日)			
その他	・外国からの入国はスカルノ・ハッタ国際空港とサム・ラウラン・ギ国際空港に限定 ・2021年10月14日から空路による外国からの入国地点にバリ・ラジャライ空港を追加(10月4日) ・2021年10月14日から空路による外国からの入国地点にハン・ナディム国際空港(リアウ諸島州パタム島)及びラジャライ・ハジ・フィサビラ国際空港(リアウ諸島州ビタン島)を追加(10月13日)	・観光客は、レストラン・モール等に入場する際、Covid-19ワクチン接種カードやステータスの提示不要(2021年11月15日) ・カンボジア政府が指定する隔離施設等	・入国時のPCR検査を課した上で入国後の隔離免除。対象国: 中国本土、台湾、香港、マカオ ・入国後自宅等で7日間隔離。対象国: オーストラリア、マレーシア、インドネシア、インド、タイ、日本等 ・入国後自宅等で10日間隔離。対象国: ラオス、フィリピン等 ・入国後指定施設で10日間隔離。対象国: 上記以外の国				
緊急事態宣言等	2020年5月29日以降緊急事態宣言発令中			非常事態宣言を2022年1月31日まで延長			
外出規制の有無	有	有	有	有	有	有	
主な規制内容	・2021年11月2日から、国内移動について「離発着にジャワ・バリの含まれる空路移動」(離発着共にジャワ・バリ以外の空路移動)「空路以外の国内移動」に区分し、それぞれワクチン接種証明書等の提示を求める移動規制を変更する(11月2日) ・2021年12月23日まで、ジャワ島、バリ島以外で実施されている活動制限を区別変更したうえで延長(12月6日) ・2021年12月24日から2022年1月2日まで、一部活動規制を厳格化(12月9日)	・首都プノンペンにおいて、厳格な安全基準下であることを条件にレストラン内での飲食を解禁(2021年8月3日) ・2021年10月7日まで、首都プノンペンにおける映画館やナイトクラブ等政府指定の感染リスクの高いビジネスを停止(9月23日) ・2021年11月2日から、公共交通機関の運用再開(11月1日) ・全ての集会の参加者数の上限を撤廃(2021年11月13日)	・2021年10月13日から、ワクチン未接種者を対象に店内飲食やショッピングモール等への入場を禁止(10月9日) ・2021年11月22日から、社交的集まり及び店内飲食は、5人以下に制限(ワクチン接種済であることが必要) ・2022年1月1日から、ワクチン接種済者は在宅勤務できる職員数の50%を上限に出社可能の一方、未接種者は出社禁止(※未接種者は特別に保健省認定医療機関の検査で陰性の場合に限り有効期間(24時間)内は出社可。1月15日以降、この特例は廃止)	2021年11月1日から、バンコクは特定観光開国パイロット地域に指定され、夜間外出禁止令や在宅勤務の規制解除や、アルコール提供を旨めた飲食店等の営業、大人数での活動等を許可、バーや娯楽施設等の営業禁止は継続(10月30日) 2022年1月7日から、バンコクは酒類の提供を午後9時に繰り上げ(2022年1月7日) 2022年1月7日から1月31日まで、政府は全国を対象に在宅勤務を要請(2022年1月7日)	・2021年10月8日から、マニラ首都圏から圏外への国内旅行の制限措置について、18歳未満とワクチン接種を終えた65歳を超える高齢者の移動を新たに許可(10月8日) ・2021年12月15日まで、コミュニティ隔離措置及び警戒レベルシステムについて、警戒レベルシステムの対象地域を拡大して継続(11月29日) ・2021年12月29日に発表した警戒レベルのレベル2・継続について、マニラ首都圏(NCR)を2022年1月3日から1月15日まで「レベル3」に再度変更する等規制を強化	・2021年9月8日から宗教施設、教育機関、美術館、スポーツ施設等多くの施設の活動範囲を拡大し、1,000人までの集会を許可(3月8日) ・2021年11月18日まで、集会の禁止や在宅勤務の義務化、夜間外出禁止を含む行動規制を継続。その後11月19日から30日までを移行措置期間とし行動規制を緩和(11月9日) ・2021年12月14日まで、移行措置期間を延長(11月29日)	
アプリの使用の義務	ジャワ島、バリ島の活動制限2~4の地域において、スーパー等でのアプリ「pedulilindungi」使用を義務付け		接触者追跡アプリ「Trace Together」の使用を義務付け		2020年11月28日から、フィリピン国内の空港を往う全ての旅客に対して、政府が指定する追跡アプリの使用を義務付け(10月27日)		
ワクチン接種による償還措置等		首都プノンペンにおいて、学校・モール等への入場時にワクチン接種証明書の提示を義務化(2021年10月5日)	【再掲】 ・2021年10月13日から、ワクチン未接種者を対象に店内飲食やショッピングモール等への入場を禁止(10月9日) ・2021年11月22日から、社交的集まり及び店内飲食は、5人以下に制限(ワクチン接種済であることが必要) ・2022年1月1日から、ワクチン接種済者は在宅勤務できる職員数の50%を上限に出社可能の一方、未接種者は出社禁止(※未接種者は特別に保健省認定医療機関の検査で陰性の場合に限り有効期間(24時間)内は出社可。1月15日以降、この特例は廃止)		高齢者のGCQとMGCC間の移動についてワクチン接種カードや検査完了証明書の提示を条件として許可(2021年7月8日)		
その他		・全国の公立大学、州立大学を再開(2021年9月23日) ・11月1日から、全国の公立・私立学校を再開(2021年10月21日)※5歳未満の児童がいる幼稚園は除外 ・美術館、映画館、劇場への訪問再開を承認(2021年11月18日)					

国内対策

		ベトナム	マレーシア	ミャンマー	ラオス	インド	スリランカ
感染状況	感染者数	1,899,575名	2,786,219名	532,062名	118,880名	35,528,004名	591,667名
	(直近1週間)	(136,535名)	(21,865名)	(1,037名)	(6,113名)	(605,122名)	(3,732名)
死亡者数	死亡者数	34,319名	31,678名	19,183名	437名	483,790名	15,119名
	(直近1週間)	(1,488名)	(146名)	(17名)	(57名)	(1,897名)	(100名)
日本からの入国可否	短期滞在 or ビザなしでの入国	不可	不可 短期ビジネス渡航等に際しては入国許可申請が必要(2021年10月28日)	不可	可 2022年1月1日に観光業を再開。「ラオス旅行グリーンゾーンプラン」の下で認定ツアーオペレーターによって手配 フェーズ1の期間(2022年1月1日から3月30日まで)、観光客はビエンチャン首都、ルアンパバーン州、およびビエンチャン州のヴァンヴィエン地区を訪れることができる。	可	可
	長期滞在 or ビザ取得者の入国	可 政府当局からの事前の入国承認が必要	可 2021年11月1日から、長期滞在パスを保有する外国人は「MyTravelPass」または「MyEntry」を通じたマレーシアへの入国許可申請を行うことなくマレーシアに入国することが可能	不可 国際線の民間旅客機の着陸禁止措置を2022年1月31日まで再延長(12月31日)	不可 ただし入国申請が認められる場合は査証を得たうえで可	可	可
	(参考)入国禁止の国等		ボツワナ、エスワティニ、レソト、モザンビーク、ナミビア、ジンバブエ、南アフリカの7か国				南アフリカ共和国、ボツワナ、レソト、ナミビア、ジンバブエ及びエスワティニに過去14日以内に滞在歴がある渡航者に対する入国禁止措置を解除(12月10日)
	その他				外交官等一部の外国人を除く全ての入国者を対象に、モニタリング機器の装着、COVID-19保険の加入を義務化(2021年2月26日)	ボツワナ、南アフリカ、香港からの入国者に対して、より厳格な感染検査を実施(2021年11月25日)	外国籍者及び外国国籍を所持する二重国籍者のスリランカ入国の条件であったスリランカ外務省及び民間航空協会の事前入国許可の取得不要(2021年10月3日)
出入国規制	(短期滞在) ビザなしでの入国 (PCR検査 ワクチン接種証明等)				2022年1月1日に観光業を再開。再開は3段階で実施。 第1フェーズは2022年1月1日から3月30日まで。第2フェーズは2022年4月1日から2022年6月30日まで。第3フェーズは2022年7月1日以降。 第1フェーズは、中国、マレーシア、シンガポール、韓国、日本、フランス、英国、米国等17か国が対象。 観光客は、到着14日前までにワクチン接種を受けている必要がある。その他の条件には、50,000米ドル以上の補償範囲の健康保険契約、および過去72時間以内に行われたRT-PCR検査の陰性が含まれる。	2021年12月1日からワクチン接種の有無を問わず、すべての渡航者は事前にAir Suvidhaポータルサイトで誓約書を提出し、過去14日間の渡航履歴を申告し、オンラインで2時間間のPCR陰性結果のアップロードが必要(11月30日)	・渡航者が、過去3か月以内に新型コロナウイルス感染症に感染したことがある場合は、PCR検査に代えて搭乗前48時間以内に実施された抗原検査でも可(12月10日)
	(長期滞在) ビザ取得者の入国 (PCR検査 ワクチン接種証明等)	2021年10月1日から、出発前72時間以内に発行したPCR検査陰性証明書が必要(10月1日)	・出発前72時間以内に発行したPCR検査陰性証明書が必要(2021年4月28日) ・特定の長期滞在ビザ所有者(10月28日) My travel passによる事前許可申請を免除(10月28日)		新型コロナウイルスの市中感染がある国からの渡航者に対する査証発給を一時停止中	同上	同上
	隔離期間と隔離場所	2022年1月1日から、ワクチン接種完了者の場合、入国後自宅等で3日間の隔離、3日目に実施したPCR検査が陰性だった場合、その後入国14日目まで健康観察を実施 未接種者の場合、入国後自宅等で7日間の隔離、3日目と7日目に実施したPCR検査が陰性だった場合、その後入国14日目まで健康観察を実施 ※市・県によって隔離期間等が異なる場合がある。	・2021年10月18日以降、ワクチン接種完了者に限り、入国後の隔離期間を現行の14日間から7日間に短縮(10月16日) ・マレーシア入国前14日間においてアフリカ7カ国(南アフリカ、ボツワナ、エスワティニ、レソト、モザンビーク、ナミビア、ジンバブエ)に滞在した永住者は、入国後、ワクチン接種歴に依らず、政府指定施設での14日間の隔離に服する必要あり(11月26日)			1月11日から、すべての入国者は入国後7日間自宅隔離。8日目にPCR検査を実施。(2022年1月7日)	・ワクチン接種完了後14日間経過、かつ搭乗前72時間以内の陰性証明書を持つ者は自主隔離可(2021年9月28日) ・ワクチン未接種者/推奨された用量を接種していない者及びワクチンの完全接種から2週間が経過していない者が行う隔離期間を14日間から7日間に変更(2021年10月25日)
	アプリ等の義務		マレーシアの入国に際しアプリ「MySejahtera」への登録を義務付け		・ラオスの入国者についてLaoKYCアプリを通じて「ラオス・スー・スー(Lao Su Su)」サービスのインストールを義務付け(2021年8月31日) ・観光客は、到着前に「LaoStaySafe」アプリを介してダウンロードして登録。また、関連する予防接種証明書とCovid-19検査結果をアップロードも必要。(2022年1月1日)		
	(参考)隔離が不要な国等		・2021年10月11日以降、マレーシア国民かつワクチン接種完了者の出国制限を撤廃(10月10日) ・2021年11月29日から、シンガポールとの間でのVTLを開始(11月8日)※空路に加えて陸路での往来も許可(長期ビザ保有者に限定)陸路でマレーシアに入国する場合は、到着時の抗原検査(ART)を義務付け(11月28日) ・VTLでの入国者に対し、6日間連続でのART実施とその報告を義務付け(12月7日) ・2021年12月23日から2022年1月20日までの間、シンガポールとの間のVTL(空路、陸路)のチケット販売を停止(12月23日)		2022年1月1日に観光業を再開。再開は3段階で実施。 第1フェーズは2022年1月1日から3月30日まで。第2フェーズは2022年4月1日から2022年6月30日まで。第3フェーズは2022年7月1日以降。 第1フェーズは、中国、マレーシア、シンガポール、韓国、日本、フランス、英国、米国等17か国が対象。		
その他		・シンガポールとの間のビジネス往來を一時停止し、入国後14日間の隔離措置を原則として義務化(2021年5月12日) ・2021年9月21日以降、完全にワクチン接種済みのマレーシア国民及び在住外国人に限り、入国後自宅隔離措置を行うことを可能とする特例を開始(9月20日) ・2021年11月15日以降、政府認定国からの完全にワクチン接種済みの旅行者(国リストは未発表)、到着72時間前にPCR検査の陰性証明等を条件に、ランカウイ島での「観光バブル」を国外観光客にも拡大(10月22日) ・バブル方式での入国者に対し、6日間連続でのARTの実施とその報告を義務付け(12月7日)	2022年1月31日まで、入国する全ての者に対する21日間※の隔離措置を延長(12月31日)※外国人、航空機搭乗前の7日間(自宅隔離)、入国後に7日間(施設隔離)に続き、7日間(自宅隔離)国民・入国後に施設隔離14日間、自宅隔離7日間	・2022年1月31日まで国際旅客定期便を停止(11月26日)			
緊急事態宣言等		一部地域を除き全国を対象に四段階で実施している「活動制限令」について、対象地域や制限内容を見直し、感染拡大防止措置を継続(2021年3月16日) ※制限が厳格な順で、強化された活動制限令(段階I)、活動制限令(段階II)、条件付き活動制限令(段階III)、回復のための活動制限令(段階IV)の四段階					
外出規制の有無	有	有	有	有	有	有	無
主な規制内容	・2021年10月12日から、陽性率、ワクチン接種率、医療体制に応じて、国内を4レベルに分類し、異なる感染対策を導入。(10月12日) ・2021年10月28日から、ホーチミン市では、上限人数など制限を緩和した上で、店内飲食営業を再開(10月28日) ・2021年11月17日から、ハノイ市では、ホーチミン市等感染者の多い地域からの入国者に対して、自宅等での自己隔離を要求(11月16日) ・1月10日から、ホーチミン市では、バーやカラオケの営業再開を許可。スタッフ、顧客共にワクチン接種完了者であることが条件(2022年1月4日)	・2021年9月17日以降、児童保護施設利用、ワクチン接種者のスポーツ活動許可に係る各規程を緩和(9月15日) ・2021年10月1日以降、ワクチン接種完了者を対象に、公共・民間部門の公式行事の実施を段階的に許可(9月29日) ・2021年10月1日以降、全国的に、社会・経済部門の完全閉鎖「完全ロックダウン第1段階」を解除(9月29日) ・行動規制の対象年齢を18歳以下から12歳以下に変更(12月31日)	・首都ノービードーへの入城規制開始(検査義務、連絡先登録義務化、外出禁止区域からの入城者への10日間隔離措置等)(6月18日) ・集会禁止措置及び夜間外出禁止措置を一部地域を除き2022年1月31日まで延長(12月31日) ・宗教行事や社交行事の集人数の上限を200人に緩和(12月31日)	・市中感染が制御可能となるまで、ビエンチャンにおける感染拡大防止措置を更に強化のうえ継続(2021年11月14日) ・11月15日以降、地方国境の閉鎖やゲーム店の営業禁止に伴う活動制限を継続(2021年11月14日)	・1月7日から当面の間、デリー準州(州都ニューデリー)で、週末外出禁止措置を実施。また、平日夜間外出禁止措置を実施(2022年1月7日) ・西ベンガル州は、夜間外出禁止措置、学校や娯楽施設等の閉鎖等、1月15日まで実施しているロックダウン措置を強化(2022年1月2日)	・全土に対し発出されている午後10時～翌日午前4時までの外出禁止発令の解除、レストランの定員上限を1/3まで許可するなどの措置を緩和(2021年10月25日)	
アプリの使用の義務					ラオスCOVID-19対策特別委員会は外国人を含むラオスで生活する全ての人に対し追跡アプリ「Lao KYC」の使用を要請(2021年6月26日)		
ワクチン接種による優遇措置等		ハノイ市では、2021年10月14日から、従業員のワクチン接種完了等を条件に、店内飲食を認める等、規制を更に緩和(10月13日)	・2021年9月20日以降、ワクチン接種完了者に対して、デジタル接種証明書の提示を条件に、飲食店内での飲食、スポーツ活動等を認める等各種行動規制を緩和(8月19日) ・2021年10月11日以降、ワクチン接種者に限り、州・地区間移動、全州での観光活動再開を許可(10月10日)(活動制限令下の州を除く)				
その他			・2021年9月16日から、国内旅行者向けにクダラランカウイ島を「観光バブル」のハイロット・プロジェクト先として観光再開(9月3日) ・2021年11月15日以降、政府認定国からの完全にワクチン接種済みの旅行者(国リストは未発表)、到着72時間前にPCR検査の陰性証明等を条件に、同島での「観光バブル」を国外観光客にも拡大(10月22日)				